

**2019年10月から消費税増税！  
軽減税率制度により  
求められる請求業務とは**

**MakeLeaps**

## —— 基礎編 ——

- 軽減税率制度ですべての事業者求められること
  - 軽減税率制度の導入により、新たな「請求書対応」が求められる
  - 区分記載請求書等保存方式
  - 適格請求書等保存方式

## —— 実践編 ——

- 法律に遵守した帳票伝票の発行のために
  - 手入力や表計算ソフトによる請求書管理は企業のリスクに
- 10%増税、軽減税率対応には「請求書作成・管理ツールの導入」という選択肢も
- 零細～中小企業に選ばれている「MakeLeaps」

# 基礎編

2019年10月に5年半ぶりの増税（8%→10%）が実施されますが、もう準備は万全でしょうか？

消費者目線による「消費税改正」は目につきやすいものですが、事業者として準備すべきことはなかなか見えにくいというお話を頂きます。しかし、消費税率の引上と軽減税率の導入、さらには請求書形式の変更…と、事業者が抑えなければならないポイントが多数あることが今回の増税の特徴でもあります。

そこで、基礎編・実践編に分けて「消費税改正のポイント」をおさらいしましょう。

「基礎編」では、消費税率の増税で事業者が気をつけるべきポイントと、今後適用される請求書方式についてお話しします。

消費税の増税と軽減税率制度の導入 2014年4月に実施された消費税の増税（5%→8%）から、2019年10月に5年半ぶりの増税（8%→10%）が実施されます。2019年に実施される消費税改正にはいくつか留意点がありますが、その中でも事業者として注目しておきたいことの一つが「軽減税率制度」の導入です。日常生活を送る上で不可欠な飲食料品などが軽減税率の適用対象となり、消費税率を8%のままに据え置くことで増税による消費者負担を和らげるねらいがあります。

ただし、軽減税率制度の適用には細則なルールが定められているため、事前に制度に対する理解を深めることが不可欠です。例えば「飲食料品」は軽減税率の対象となりますが「外食」や「ケータリング」には標準税率が適用されます。ただし「テイクアウト」は「外食」や「ケータリング」には該当しないため、軽減税率の対象となります。このように、非常に複雑なルールの上で成り立つものが、2019年10月に導入される「軽減税率制度」だということをしっかり理解しましょう。

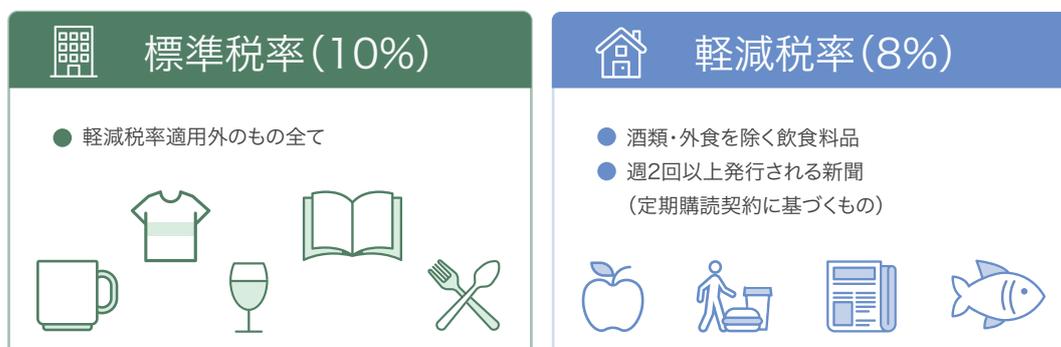
#### <税率対象区分>

##### ●軽減税率（8%）対象品目

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

##### ●標準税率（10%）対象品目

- 上記以外の物品、サービス（外食、ケータリングなどを含む）



## 軽減税率制度ですべての事業者に求められること

### ● 軽減税率制度の導入により、新たな「請求書対応」が求められる

そして何よりも重要なことが、軽減税率制度が適用される商品やサービスを提供している事業者のみならず、すべての事業者に求められることがあるという事実です。本章では事業者が2019年10月以降に対応すべき事項について説明します。

軽減税率制度の導入により、新たな課題となるのが「複数税率の運用方法（＝複数税率を請求書に表記すること）」です。軽減税率制度が導入されていない、すなわち複数税率の運用の必要がない現在の領収書や請求書では、消費税は単一で「8%」であると法で定められていますから、内税で記載、もしくは外税で合計金額に対して「8%」を掛ければ消費税額を含めた合計金額を計算できます。そして、発行元も受取先も「消費税率は8%である」と前提条件を認識していますから混乱ありません。

しかし、今回の複数税率制度が導入されると取引ごとの適用税率が明確ではなくなってしまう可能性があります。そのため、軽減税率制度の導入に伴い、領収書や請求書に関する認識の相違を防ぐために、新たな記載項目が追加されることになりました。

### ● 区分記載請求書等保存方式

2019年10月からは、現行の請求書の記載事項に軽減税率（8%）の対象品目である旨と税率ごとの取引金額を追加した請求書等（区分記載請求書等）を取引先に交付する必要があります。

特に課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必須となります。これを「区分記載請求書等保存方式」と言います。また、免税事業者であっても、課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることとなりますので、そのための準備が必要です。

< 区分記載請求書の記載事項 >

- 発行者の氏名 又は 名称
- 取引年月日
- 取引の内容
- 受領者の氏名 又は 名称
- (追加) 軽減税率の対象品目である旨  
(「※」印等をつけることにより明記することも可)
- (追加) 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税込)

- A - 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載  
 B - 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)を記載

**請求書**

(株)〇〇御中 XX年11月30日

日付	品目	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴	∴
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※軽減税率対象 A △△商事(株)

**請求書**

(株)〇〇御中 XX年11月30日

日付	品目	金額
軽減税率対象 A		
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
∴	∴	∴
8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴	∴
10%対象		88,000円
合計		131,200円

△△商事(株)

**請求書**

(軽減税率対象) A

(株)〇〇御中 XX年11月30日

日付	品目	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
∴	∴	∴
合計 B		43,200円

△△商事(株)

**請求書**

(株)〇〇御中 XX年11月30日

日付	品目	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴	∴
合計 B		88,000円

△△商事(株)

● 適格請求書等保存方式

上記に加え、2023年には適格請求書等保存方式（俗称：日本型インボイス制度）の適用義務も発生します。これは、区分記載請求書形式に加え、下記の三点の記載を義務付けるものです。

1. 登録番号
2. 税抜き価格 又は 税込価格を税率ごとに区分した合計額及び適用税率の明記
3. 税率ごとに区分した消費税額など

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である場合はその旨)
- ④ 税率ごとに合計した対価の額(税抜 または 税込) 及び適用税率
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注) 適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑤となり(ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足ります。)、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

(株)〇〇御中 ⑥ 請求書

② XX年11月分

11/1	牛肉 ※	5,400円
11/2	小麦粉 ※	2,160円
∴	∴	∴
11/30	ビール ③	6,600円
※軽減税率対象 ③		合計 87,200円
		うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円)		消費税 4,000円)
(8%対象 40,000円) ⑤		消費税 3,200円)

④ △△(株)

① 登録番号 T1234567890123

このように、2019年10月に実施される消費税増税(8% → 10%)は、単なる消費税率の改正にとどまらずに、重要な要素が多数含まれているのです。

# 実践編

## 法律に遵守した帳票伝票の発行のために

### ● 手入力や表計算ソフトによる請求書管理は企業のリスクに

2019年10月の消費税率引上げに伴う軽減税率制度の導入により、複数税率（8%、10%）に対応する税額計算、区分記載請求書の準備、運用のためのスタッフ教育。さらには2023年には「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入…。相次いで変更される請求書の形式に対して、手書きや表計算ソフトを使って請求書や領収書を作成するのはリスクが高く、手間がかかることになると想定されます。手入力では人の目を通して請求書の内容を確認せざるを得ないですし、見落としのないように複数人によるダブルチェックも必要となるでしょう。

また、表計算ソフトを使用した請求書の作成についても確認してみましょう。関数の利用による税率計算やマクロ計算式を使った商品と価格の紐付けなど、請求書形式の雛形の作成によって、一定の効率化は期待できますが、そもそも表計算ソフトは「請求書作成・管理」を目的として開発されたものではありません。

そのため、全ての項目を網羅するのは難しく、ある一定の知識と技術力が必要とされます。また、請求書発行時の社印押印済みの最終的な請求書をデータとして保管するには、印刷し、押印し、スキャンをしてPDFとして保存をする手順を踏むのが一般的な手法です。そして、タイムスタンプデータ（※）の付与も忘れてはいけません。

※タイムスタンプデータ…電子データがある時刻に確実に存在していたことを証明する、電子的な時刻証明書。

（引用：「タイムスタンプとは [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/basic/structure/05.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/basic/structure/05.html)」総務省）

データとして保存をするのであれば、いつでも取り出しやすく、請求書という機密性の高い情報をセキュアに保つ環境が必要となります。帳簿伝票の電子保存に関する規定は「電子帳簿保存法」が策定されていますから、請求書を電子化する際もこの要件に適応した請求書システムを導入すると確実でしょう。



参考：電子帳簿保存法について <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>（外部サイト：国税庁）

## 10%増税、軽減税率対応には 「請求書作成・管理ツールの導入」という選択肢も



手入力や表計算ソフトによる請求書作成や管理は、非常にリスクが高く、手間がかかることはご理解いただけたと思います。それではどのようなツールならば安全と言えるのでしょうか。それはまさしく「請求書作成・管理」に特化したツールであれば、必要な要件はクリアしています。

ただし、請求書作成・管理製品にも多数種類があります。業界に特化したものから、会計分野との連携が容易なもの、逆に会計システムから切り離された請求書作成・管理専用ソフトなど幅広く存在します。自社の環境と利用者のニーズ、日頃の運用手順に沿った適切な製品を選択する必要があります。

そして、複雑な知識を要するよりも「始めてみよう」と思った時にまずは試せるだけの手軽さがあって方が検討のスピードは早まります。また、もしも自社の運用に合わない製品であったとしても、クラウド型製品の場合、他の製品に切り替えるハードルが低いことは大きなメリットといえるでしょう。近年の傾向から見てみると、請求書作成・管理製品を検討されている企業様の中には、以下の理由からクラウド型製品を支持する企業が増加しています。

### <クラウド型製品のメリット>

- インストールが不要で始めやすい。
- 無料トライアル期間を用意している製品が多い
- ソフトウェアの更新が自動的に行われるため、更新漏れが起こりにくい
- 新しい機能を追加費用なしで利用できることが多い
- インターネット環境があればソフト内からサポート問い合わせがすぐに行える
- 技術の進歩が大きく、もしも他に良いサービスが出たら、乗り換える柔軟性がある

## 零細～中小企業に選ばれている「MakeLeaps」

クラウド型製品にも、会計まで通貫したサービスを提供している製品、請求書形式を細かくカスタマイズできる請求書作成製品…等、多くの種類がありますが、手入力や表計算ソフトからの脱却を目指しているのであれば、できる限り簡単でハードルが低い製品が良いでしょう。しかし、簡単すぎて「電子帳簿保存法」に適用していない製品では後々困る—こんなユーザーに重宝されているのが「MakeLeaps（メイクリープス）」です。頻繁に利用する請求書の定型化や自動作成に加え、帳票書類の発送方法も郵送代行、メール送信の2種類から選択可能。さらには上長などの第三者の承認がないと外部に送付や再編集ができないようにする「承認機能」など証跡管理がしっかりでき、企業が利用する製品として必要な機能が揃っています。

しかも、料金は月々800円から（法人プランの場合・1人当たり・税抜）と手軽に始められることも嬉しい限り。初期費用も発生せずに、無償トライアル期間もあり、チャットサポートをはじめとする問い合わせ対応も利用できます。ぜひこの機会にお試ししてみたいはいかがでしょうか。

### 請求まわりの問題・課題、MakeLeapsで、すべて解決！

請求書をはじめとする帳票伝票の作成、郵送、管理は、「面倒なことばかり」。実はそう思ったことはありませんか？「MakeLeaps」はそんなバックオフィス業務のノンクリエイティブで面倒な作業を「安全に減らす」ためのクラウドサービスです。取引先登録～請求書作成～印刷・郵送～入金管理まで簡単に一元管理できます。



#### 誰でも簡単に請求書作成

1分で請求書を作成。  
テンプレートは選ぶだけ。



#### 入力ミス・発行漏れを防止

請求書の入力ミスによりお客様の信頼を失うこともありません。



#### 印刷・郵送作業もワンクリック

ワンクリックで請求書を郵送、送付状・切手・封筒含め、業界最安値で郵送できます。



#### 売上・入金情報も簡単に把握

月別・取引先別の売上と入金状況などの把握と分析も簡単です。

何よりも消費税率改正は待つてはくれません。限られた時間の中で、実運用も視野に入れた適切なツールを選択することが重要です。本書を通じて、御社のビジネスの一助となりましたらこれ以上嬉しいことはありません。

MakeLeaps 無料トライアルは  で検索

# MakeLeaps

発行元           メイクリープス株式会社  
                  <https://www.makeleaps.jp>

お問い合わせ   [contact@makeleaps.com](mailto:contact@makeleaps.com)

※記載されている情報および機能名称は、2019年7月現在の情報です。  
※メイクリープスおよび MakeLeaps は、メイクリープス株式会社の登録商標です。  
※本ホワイトペーパーは <https://www.makeleaps.jp/keigen-zeiritsu/> を書面用に一部編集し、書面化したものです。